

令和3年度子育て世代向け合同企業説明会 運營業務公募型プロポーザル説明書

1 業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が悪化する中、離職を余儀なくされた子育て世代の者や家事や育児等と両立しながら新たに就職を希望する者（以下「子育て世代の就職希望者」という。）に対して、広島県内の事業所をよりよく理解し、就職につながる機会を提供することにより、子育て世代の就職希望者の早期就職を支援することを目的とする。

(1) 業務内容

別紙：令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運營業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日 契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 予算額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

公募型プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を提出しなければならない。

提出期限 令和3年6月25日（金） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和3年6月29日（火） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日

令和3年6月30日（水）までに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

提案書の提出に当たっては、別添の提案書作成要領に定める必要書類を次により提出すること。

ア 提案書提出場所 広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課

イ 提案書提出期限 令和3年7月2日（金） 午後4時

(5) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式2）を2（2）に記載の期日までに、電子メールにより提出すること。

担当窓口：広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課（広島市中区基町10-52）

電子メール：syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

イ 上記の質問に対する回答は、公募型プロポーザル提案者全員に対し、電子メールにより2（3）の期日までに回答する。

(7) 審査方法等

ア 提案書審査

- ・提出された提案書について、令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運營業務公募型プロポーザル選定委員会が書面審査を行い、最優秀提案者を1者選定する。
- ・書面審査は、期限までに提出した提案書により行うこととし、追加提案は認めない。

イ 審査内容

- ・提案書について審査項目ごとに、令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運營業務提案書評価基準（別紙）に基づいて点数化し、最も合計点が高い提案をしたものを最優秀提案者とする。（審査項目ごとに配点は異なる。）

※全委員の合計点が最低基準点（満点の6割）に満たない提案は選定しない。

ウ 結果の通知

令和3年7月8日（木）に提案者全員に対し通知する。

(8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和3年7月12日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和3年7月13日（木）に、書面により行う。

(9) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするともに、指名停止の措置を行うことがある。

(11) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、最優秀提案者の選定以外の目的で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合があります。

3 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(2) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(3) 支払条件

業務年度ごとに完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

4 公正なプロポーザルの確保

(1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(3) 公募型プロポーザル参加者は選考前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

5 その他

- (1) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (2) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。
なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

6 添付書類

- 様式1：公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- 様式2：仕様書等に対する質問書
- 様式3：公募型プロポーザル辞退届
- 別紙：令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運営業務提案書評価基準
- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課

担当 渡辺

電話 082-513-3419（ダイヤルイン）